

媒介契約書に記載された委任事項に基づき 固定資産課税台帳の閲覧や評価証明書等の 交付申請をされる方へのお願い

納税者の個人情報保護の観点から、なりすましなどによる不正な課税台帳の閲覧や証明書交付申請を防止するため、下記の取り扱いを徹底させていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

媒介契約書のご提示が必要です

ご提示いただく媒介契約書は、下記の2項目に該当するものに限ります。

- 重要事項説明等に必要な固定資産課税台帳の閲覧及び評価証明書等の取得に関する委任事項が特約等に記載されたもの。
- 契約期間中のもの。

※引渡日が契約期間満了後の場合は、期間中に売買契約が完了したもの。

※媒介契約書のご提示が困難な場合や第三者からの請求の場合は、当該請求が委任事項として記載されている委任状が必要です。

法人からの申請の場合

- 代表者が窓口に来られる場合は、代表者であることを証明するもの（登記事項証明書のコピーなど）、本人確認書類（運転免許証、パスポート等）をあわせてご持参下さい。
- 申請法人の従業員が窓口に来られる場合は、従業員であることを証明するもの（従業員証・法人名の入った健康保険証など）、本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を合わせてご持参ください。また、従業員の氏名を「評価証明書等交付・閲覧申請書」の「従業員等の氏名」欄に併記してください。

江別市

2022.4